

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4923143号
(P4923143)

(45) 発行日 平成24年4月25日 (2012.4.25)

(24) 登録日 平成24年2月10日 (2012.2.10)

(51) Int. Cl.	F I		
HO4M 11/00 (2006.01)	HO4M 11/00	302	
HO4W 12/06 (2009.01)	HO4Q 7/00	183	
HO4W 92/08 (2009.01)	HO4Q 7/00	684	
HO4M 1/00 (2006.01)	HO4M 1/00		R

請求項の数 20 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2010-522893 (P2010-522893)	(73) 特許権者	503260918
(86) (22) 出願日	平成20年7月25日 (2008.7.25)		アップル インコーポレイテッド
(65) 公表番号	特表2010-539741 (P2010-539741A)		アメリカ合衆国 95014 カリフォルニア州 クパチーノ インフィニット ループ 1
(43) 公表日	平成22年12月16日 (2010.12.16)	(74) 代理人	100092093
(86) 国際出願番号	PCT/US2008/009009		弁理士 辻居 幸一
(87) 国際公開番号	W02009/029156	(74) 代理人	100082005
(87) 国際公開日	平成21年3月5日 (2009.3.5)		弁理士 熊倉 禎男
審査請求日	平成22年4月30日 (2010.4.30)	(74) 代理人	100067013
(31) 優先権主張番号	11/849,286		弁理士 大塚 文昭
(32) 優先日	平成19年9月1日 (2007.9.1)	(74) 代理人	100086771
(33) 優先権主張国	米国 (US)		弁理士 西島 孝喜
		(74) 代理人	100109070
			弁理士 須田 洋之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 サービスプロバイダ起動

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

装置上で実行されるモバイル機器を起動する方法であって、前記方法は、挿入中のSIMカードを有するモバイル機器から起動リクエストを発行し、前記起動リクエストは、前記モバイル機器を一意的に識別するデータと前記挿入中のSIMカードを一意的に識別するデータとを含むものであり、

前記モバイル機器のデータと前記SIMカードのデータとを含む署名された起動レコードを前記モバイル機器内に記憶し、前記起動レコードは、前記起動リクエストを受けて、起動サーバによって生成されかつ署名されたものであり、

前記挿入中のSIMカードについて前記起動レコードを検証し、前記起動レコードの検証が成功した後、前記モバイル機器を通信ネットワークに登録することを特徴とする方法。

【請求項 2】

前記モバイル機器を一意的に識別する前記データは、前記モバイル機器のシリアル番号を含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 3】

前記モバイル機器のシリアル番号は、前記モバイル機器に符号化された国際モバイル機器識別番号 (IMEI) である請求項 2 記載の方法。

【請求項 4】

前記モバイル機器を一意的に識別するデータは、前記モバイル機器のハードウェア指紋

を含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 5】

前記モバイル機器のハードウェア指紋は、乱数と組み合わせられて、前記モバイル機器のベースバンド構成部品のシリアル番号、前記モバイル機器のメモリ構成部品のシリアル番号、前記モバイル機器のシリアル番号のうち少なくとも 1 つから得られる請求項 4 記載の方法。

【請求項 6】

前記 SIM カードを一意的に識別するデータは、前記 SIM カードのシリアル番号を含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 7】

前記 SIM カードを一意的に識別するデータは、前記 SIM カードと関係する加入者識別番号を含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 8】

前記 SIM カードと関係する加入者識別番号は、前記 SIM カードを使用する権限を有する加入者を示す国際モバイル加入者識別番号 (IMSI) である請求項 7 記載の方法。

【請求項 9】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードは、さらに、起動パブリックキーを含み、前記起動レコードは、前記起動パブリックキーに対応する起動プライベートキーを使用して、前記起動サーバによって署名される請求項 1 記載の方法。

【請求項 10】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードの検証は、さらに、前記モバイル機器のハードウェア指紋から得られる機器難読化キーと、共通難読化キーとを使用して、前記起動レコードの内容を解読することを含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 11】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードの検証は、さらに、前記起動レコードに含まれる起動パブリックキーを有効にすることを含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 12】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードの検証は、さらに、有効にされた前記起動パブリックキーを使用して、前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードの署名を有効にすることを含む請求項 11 記載の方法。

【請求項 13】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードの検証は、さらに、最大再試行カウンタが最大回数に達していないことを検証することを含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 14】

さらに、前記起動レコードの検証が成功しなかったとき、最大再試行カウンタをインクリメントすることを含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 15】

プログラム命令が記録された装置読み取り可能な記録媒体であって、前記プログラム命令が実行されるとき、データプロセッシングシステムが、請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の方法を実行することを特徴とする記録媒体。

【請求項 16】

挿入中の SIM カードを有するモバイル機器から起動リクエストを発行する手段であって、前記起動リクエストは、前記モバイル機器を一意的に識別するデータと前記挿入中の SIM カードを一意的に識別するデータとを含む、前記手段と、

前記モバイル機器のデータと前記 SIM カードのデータとを含む署名された起動レコードを前記モバイル機器内に記憶する手段であって、前記起動レコードは、前記起動リクエストを受けて、起動サーバによって生成されかつ署名される、前記手段と、

前記挿入中の SIM カードについて前記起動レコードを検証する手段と、前記起動レコードの検証が成功した後、前記モバイル機器を通信ネットワークに登録する手段と、を有することを特徴とするデータプロセッシングシステム。

10

20

30

40

50

【請求項 17】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードは、さらに、起動パブリックキーを含み、前記起動レコードは、前記起動パブリックキーに対応する起動プライベートキーを使用して、前記起動サーバによって署名される請求項 16 記載のシステム。

【請求項 18】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードを検証する手段は、さらに、前記モバイル機器のハードウェア指紋から得られる機器難読化キーと、共通難読化キーとを使用して、前記起動レコードの内容を解読する手段を有する請求項 16 記載のシステム。

【請求項 19】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードを検証する手段は、さらに、前記起動レコードに含まれる起動パブリックキーを有効にする手段を有する請求項 16 記載のシステム。

10

【請求項 20】

前記モバイル機器内に記憶される前記起動レコードを検証する手段は、さらに、最大再試行カウンタが最大回数に達していないことを検証する手段を有する請求項 16 記載のシステム。

【発明の詳細な説明】

【背景技術】

【0001】

グローバル・システム・フォー・モバイル・コミュニケーションズ(GSM)デジタル携帯電話技術とともに使用されるために製造されるモバイル機器は、任意のモバイル通信ネットワーク・サービスプロバイダとともに動作するように設計される。その機器は、SIMカードと称される加入者識別モジュール(SIM)の使用を必要とするが、これは、加入者のサービスプロバイダ・ネットワークにサインオン(Sign on)するために、GSM機器に挿入されなければならない。SIMカードは、とりわけ、SIMカードの使用が許されるサービスプロバイダを識別する識別番号を含む小さい回路基板である。一般的に、AT&T、Verizonのような各サービスプロバイダは、それらのネットワークで使用するためのSIMカード識別番号の個別の範囲が割り当てられる。

20

【0002】

多くのGSMは、特定のサービスプロバイダ用のSIMカードへ機器を制限するサービスプロバイダ・ロック(lock)を備えて製造される。例えば、AT&Tサービスプロバイダによって市場化されているノキアによって製造されるモバイル機器は、AT&Tネットワークで使用するために割り当てられたSIMカード識別番号の範囲内にある識別番号で符号化されたSIMカードへ、その機器を制限するロックを備えている。

30

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

サービスプロバイダ・ロックを実行する方法は、製造業者によって様々である。サービスプロバイダ・ロックを備えて機器が製造されたとき、そのロックは、通常、その機器内に記憶された、またはアルゴリズムを使用して導き出されたコードに基づいている。しかし、機器が、ロックを外され、他のサービスプロバイダ用に割り当てられた識別番号を有するSIMカードで使用されるように、コードおよび/またはアルゴリズムが漏洩するかもしれない。機器が、たぶん、それらのネットワークでもはや使用されなくなるので、その結果、元のサービスプロバイダの収益の損失となる。

40

【0004】

GSM機器の製造業者の観点からみると、サービスプロバイダ・ロックを備えた機器の製造上の障害がある。例えば、ロックするコードおよび/またはアルゴリズムは、サービスプロバイダによって変わるので、特定のサービスプロバイダ・ロックを備えた機器の製造は、異なるサービスプロバイダ用に製造されたモバイル機器用の異なる部品番号(part number)を維持する製造業者を必要とする。このことは、著しい在庫管理コストの増加

50

とともに、機器の製造の論理上の複雑さを増加させることになるであろう。

【0005】

消費者の立場からすると、多くの人々は、1つの特定のサービスプロバイダに制限されることなく、モバイル機器を自由に購入できることを望むであろう。例えば、海外旅行や国内の様々な場所を旅行するときに、異なるサービスプロバイダへ切り替えることが望ましいであろう。

【課題を解決するための手段】

【0006】

モバイル機器におけるサービスプロバイダ起動の方法及びシステムが説明される。

【0007】

本発明の一態様によると、モバイル機器は、特定のサービスプロバイダ用に起動されるまで、限られたサービスモードで動作する。モバイル機器は、サービスプロバイダ・サインプロセス(signing process)の使用を通じて、起動の準備がされ、続いて、サービスプロバイダ起動プロセス(activation process)の使用を通じて、特定のサービスプロバイダ用に起動される。サービスプロバイダ・サインプロセスおよび起動プロセスは、本発明の実施形態によって実施される。

10

【0008】

本発明の一態様によると、サービスプロバイダ・サインプロセスは、機器と、サインプロセス中に機器内に挿入されるSIMカードの両方からの情報を安全に組み込む、機器上に記憶されるべき起動チケット(activation ticket)を発生することによって、機器の

20

【0009】

本発明の別の態様によると、サービスプロバイダ起動プロセスは、そのサービスプロバイダのネットワーク上で使用するために機器を起動するのに先立って、機器上に以前に記憶された起動チケットが真正なものであるか、機器と、機器内に挿入中のSIMカードの両方に関連するものであるかを検証する。

【0010】

本発明の一態様によると、機器内に新しいSIMカードが挿入されたとき、または、機器がリブート(re-boot)されたとき、挿入中のSIMカードで識別されたサービスプロバイダで使用できるように機器を起動するために、サービスプロバイダ・サインプロセスおよび起動プロセスが必要に応じて繰り返される。例えば、挿入中のSIMカードが、機器内への以前の挿入中にサインプロセスがすでに行われているとき、機器の起動のために起動プロセスのみが必要である。SIMカードが、機器にとって新しいとき(すなわち、サインプロセスも起動プロセスも、この機器上でまだ実行されていない)、サービスプロバイダで使用できるように機器を起動するために、サインプロセスと起動プロセスが繰り返される。

30

【0011】

本発明の一態様によると、サービスプロバイダ・サインプロセスは、2つ以上の起動チケットを機器上に記憶するような、異なるSIMカード用に繰り返される。機器上に記憶された起動チケットのそれぞれは、サインプロセス中に機器内に挿入されたSIMカードのうちの1つに対応している。このようにして、モバイル機器は、サインプロセス中に使用された異なるSIMカードに対応する異なるサービスプロバイダで、起動の準備がされる(それらのサービスプロバイダの加入者アカウントが、起動時にまだ有効である限り)。

40

【0012】

本発明の一態様によると、サービスプロバイダ・サインプロセスは、機器と、機器内に挿入中のSIMカードの両方から情報がまとめられる起動リクエストの生成を含む。まとめられる情報は、特に、機器内に挿入中のSIMカードの集積回路カードID(ICCID)および国際モバイル加入者識別番号(IMSI)、機器上で符号化された国際モバイル機器識別番号(IMEI)、機器のハードウェア指紋を含む。

50

【0013】

本発明の一態様によると、サービスプロバイダ・サインプロセスは、さらに、起動サーバ内で起動リクエストを受信することを含むが、ここで、起動リクエストは、通常、機器と通信中の起動クライアントを介して起動サーバへ中継される。起動サーバは、起動リクエスト内にまとめられた情報に基づいて起動チケットを生成する。サービスプロバイダ用のバックエンドサーバと通信している起動サーバは、IMS I内で特定された加入者が有効アカウントと関連しているかどうかを最初に検証する。いくつかの実施形態では、機器のIMEIに基づいて、IMS Iで特定されるモバイル国コード(MCC)およびモバイルネットワークコード(MNC)が機器の期待される流通経路に適合するかどうかの確認のようなことも含めて、起動チケットを生成するかどうかを管理する他の方針決定を起動サーバが実行する。

10

【0014】

本発明の一態様によると、サインプロセスの間、起動サーバ上に記憶された、または起動サーバからアクセス可能な起動プライベートキーを使用して、起動サーバが、サインされた(signed)起動チケットを生成する。生成された起動チケットは、起動リクエスト内へまとめられた情報ばかりでなく、チケットの署名を有効にするのに機器上で後に使用される起動パブリックキーも含んでフォーマット化される。さらに安全な方法として、機器へ起動チケットを送信する前の暗号化によって起動チケットの内容が秘密にされる。暗号化は、機器と起動サーバの両方に記憶された、または機器と起動サーバの両方からアクセス可能な機器ごとのシメトリックキー(symmetric key)を使用して実行される。このキーは、共通難読化キー(shared obfuscation key)と称される。

20

【0015】

本発明の一態様によると、サインプロセスの最後に、通常、機器と通信している起動クライアントを介して、起動サーバからの生成された起動チケットが機器内で受信される。機器は、後のサービスプロバイダ起動プロセス中に使用する起動チケットを記憶する。

【0016】

本発明の一態様によると、サービスプロバイダ起動プロセスは、スタートアップで挿入中のSIMカードのICCIDを照会し、この値を、起動チケットがこのSIMカード用に前もって記憶されているかどうかを確認するのに使用する。もしそうであれば、サービスプロバイダ起動プロセスは、共通難読化キーを使用して起動チケットを復号化することや、起動サーバによってチケット内の供給されたパブリック起動キーを有効化することや、起動チケットの署名を有効にするために有効化されたキーを使用することを含めて(これに限定されるものではないが)、起動チケットを検証するために、機器内にコマンドを発行する。

30

【0017】

本発明の一態様によると、サービスプロバイダ起動プロセスは、IMEIおよびハードウェア指紋が機器内のそれらと適合しているかどうか、ICCIDおよびIMS Iが挿入中のSIMカード内のそれらと適合しているかどうかを検証することを含めて、機器と、機器に挿入中のSIMカードに対して、起動チケットの内容を検証する。もし、機器およびSIMカードが適合するものとして、起動チケットの内容が検証されない場合、起動チケットは無効であるものとして処理され、機器は、サービスプロバイダのネットワーク用に起動されない。もし、起動チケットの内容が検証された場合、機器は、サービスプロバイダのネットワーク用に起動される。

40

【0018】

本発明は、実施例によって説明され、類似の参照符号が類似の要素を示している添付図面の形態に限定されない。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ起動システムの概略構成を示すブロック図である。

50

【図2】本発明の一実施形態によるモバイル機器の選択された構成部品の概略を示すブロック図である。

【図3】本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ起動システムの概略を示すブロック図である。

【図4】本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ・サインプロセスの方法の実施の一態様を示すフロー図である。

【図5A】本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ起動プロセスの方法の実施の一態様を示すフロー図である。

【図5B】本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ起動プロセスの方法の実施の一態様を示すフロー図である。

【図6】これに制限されるものではないが、起動クライアント、起動サーバ、およびモバイル通信ネットワークのサービスプロバイダの他のバックエンドサーバのような構成部品を含む、本発明の一実施形態に従いサービスプロバイダ起動システムの一構成部品が実装される、多目的コンピュータの一実施形態の概略を示すブロック図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

本発明の実施形態は、以下の多くの記載を参照して説明され、図面は詳細な実施形態を示す。そのようなものとして、以下の記載および図面は、本発明の例示的实施形態であり、本発明を限定するものとして解釈されるものではない。多くの詳細情報は、本発明の十分な理解を提供するために記載されている。しかし、場合によっては、本発明が不必要に不明瞭とならないように、周知または従来の詳細は記述されない。

【0021】

記述は、グラフィカル・ユーザインターフェイス・イメージの描写のようなコピーライトによって保護されるものを含むかもしれない。本発明の譲受人を含むコピーライトの所有者は、これらの資料内のコピーライトを含んで彼らの権利を留保する。コピーライトの所有者は、特許庁におけるファイリングまたは登録にみられるような特許ドキュメントまたは特許開示のいずれかによるファクシミリ再生産に対して異議を唱えないが、他の点では、どんなものであれ、すべてのコピーライトを保持する。コピーライト・アップルコンピュータ・インコーポレイテッド、2007。

【0022】

図4、図5A、図5Bに示される方法の実施など、ここで記載される機能および動作を実施するために、様々な異なるシステム構成が使用される。以下の説明は、このような構成の一例を提供するが、当然のことながら、同等の結果を実現するために他の構成も取り得る。図1に示されるサービスプロバイダ・ロッキング・システム100は、アップルコンピュータ・インコーポレイテッドによって販売されている 아이폰 (iPhone) 機器と、 아이폰 機器と、 아이폰 機器が使用されるモバイル通信ネットワークとに関連するバックエンド・クライアントおよびサーバと、に基づく一例である。しかし、当然のことながら、アーキテクチャ100は、変わり得るし、 아이폰 機器と関連しないモバイル通信ネットワークと他の機器がさらに使用され得る。アーキテクチャ100は、 아이폰 機器のようなモバイル機器102、モバイル機器102に挿入される1つまたはそれ以上のSIMカード104を含んでいる。SIMカード104は、機器が、SIMカード104および/または機器102の1つと関係があるサービスプロバイダによって操作されるモバイル通信ネットワーク118に登録し、それを使用することを可能にする。

【0023】

モバイル機器102は、さらに、機器102が接続されているパーソナルコンピュータ(PC)106または他の種類のコンピューティング機器上で動作する起動クライアント108と通信を行う。起動クライアント108は、一般的にネットワーク116を介して1つまたはそれ以上の起動サーバ110と通信を行っている。ネットワーク116は、起動クライアント108・起動サーバ110間の通信が伝送される任意のプライベートまたは

10

20

30

40

50

パブリックなインターネットワークまたは他の種類の通信経路である。起動サーバ110は、同様に、モバイル通信ネットワーク118に登録してそれを使用することが許されている機器と加入者に関する情報を含んでいるサービスプロバイダ・データベース114と、サービスプロバイダのバックエンドサーバ112と通信を行っている。

【0024】

図2は、本発明の一実施形態によるモバイル機器100の選択された構成部品200の概略を示すブロック図である。モバイル機器100は、本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ起動システムのいくつかの機能を実行するのに使用されるアプリケーションプロセッサ(AP)202を含んでいる。AP202は、一般的に、ベースバンド(BB)204集積回路と連携して動作するファームウェアとして実現される。特に、BB204は、モバイル機器の機能が実行されるオペレーティングシステム・プラットフォームを提供する。典型的な実施形態では、BB204は、モバイル機器を一意的に識別する記憶されたIMEI206と、共通難読化キー(shared obfuscation key)208とを含んでいる。これの使用方法については、後述の起動チケットプロセスを参照して詳細に説明する。さらに、機器100は、詳細については後述するが、特に、サービスプロバイダ起動システムで使用される起動チケットの記憶に使用される揮発性メモリおよび不揮発性メモリの両方を含むメモリ構成部品210を含んでいる。

10

【0025】

さらに、モバイル機器100は、SIMカード212が挿入されるSIMカードスロットを備えている。SIMカード212は、SIMカード212を一意的に識別するICCID214と、加入者を示すIMSI216とを含んでもよい。そして、これは、機器が使用されるべきモバイル通信ネットワーク118の準備(provision)に使用される。

20

【0026】

図3は、本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ起動システムの概略を示すブロック図である。図に示すように、BB294およびAP208を有するモバイル機器に、SIMカードA302A、SIMカードB302B、SIMカードC302Cの3つのSIMカード302の1つが挿入される。当然のことながら、機器100は、多くのSIMカードのうちいずれかとともに使用され、3つのSIMカードは一例として示したものにすぎない。

【0027】

一実施形態において、モバイル機器100は、サービスプロバイダ・ロックなしで製造されることを意味する「ジェネリック(generic)」機器である。サービスプロバイダ・ロックなしの機器は、SIMカードA、B、C(302A、B、C)のうちいずれかとともに使用可能である。他の実施形態において、モバイル機器100は、最初にアンロックしなければSIMカードA、B、Cとともに使用できないように、前もってロックされる。一度、機器100がアンロックされると、緊急呼び出し(emergency calls)でのみ使用可能であり、サービスプロバイダ・ネットワーク上で未だ起動されていないことを意味する、限られたサービスモードでのみ、一般的に動作が可能である。

30

【0028】

一実施形態において、SIMカードA、B、C(302)のうちの1つの挿入が検出されたとき、または、BB204がブートしたとき、AP208が、挿入されたSIMカードA、B、Cに関する、すでに記憶された起動チケット308があるかどうかを確認する。もし、なければ、AP208は、起動サーバ110へ起動リクエスト304を発行することにより、サインプロセスを開始する。起動リクエスト304は、機器100、挿入中のSIMカード302からの情報を有しており、例えば、IMEI206、IMSI216、ICCID214の値を含み、起動リクエスト304の中にまとめられている。

40

【0029】

一実施形態において、起動リクエスト304を受け取ると、起動サーバ110は、起動リクエスト304の中にまとめられた情報に基づいて、起動チケット306を生成すべきかどうかを確認する。図4を参照して詳細に後述するが、起動チケット306は、チケッ

50

ト・ジェネレータ・ロジック 3 1 0 および起動パブリック / プライベート・キーペア 3 1 2 を使用して、機器 1 0 0 および挿入中の SIM カード A , B , C の両方からの識別情報を取り込む。

【 0 0 3 0 】

典型的な実施形態において、起動チケット 3 0 6 を生成すべきかどうかの確認は、少なくとも部分的には、起動リクエスト 3 0 4 の中にまとめられた IMSI 2 1 6 がサービスプロバイダの通信ネットワーク 1 1 8 上で起動可能であることを、サービスプロバイダ・サーバ 1 1 2 および / またはサービスプロバイダ・データベース 1 1 4 が、示すかどうかに依存する。いくつかの実施形態において、起動チケットを生成すべきかどうかの決定は、所定の IMEI / ICCID ペア用の起動チケット 3 0 6 を生成すべきかどうかなど他の方針検討に依存するであろう（起動リクエスト 3 0 4 の中にまとめられた IMEI / ICCID を使用して）。もし、起動サーバ 1 1 0 が、起動チケット 3 0 6 を生成することができないことを確認した場合、起動リクエスト 3 0 4 は失敗となるであろう。

10

【 0 0 3 1 】

一実施形態において、一度、起動チケット 3 0 6 が生成されると、起動サーバ 1 1 0 は、起動チケットの内容を保護するため、機器 1 0 0 へ起動チケットを返信する前に、起動チケット 3 0 6 の内容を難読化する。一実施形態において、起動チケット 3 0 6 は、機器ごとのシメトリックキーで暗号化することによって、難読化される。機器ごとのシメトリックキーは、機器 1 0 0 の個別のデータと、機器と起動サーバ 1 1 0 との間で共通のキーから得られる。共通キーは、図示した例では、機器 1 0 0 上の共通難読化キー 2 0 8 と称されており、また、起動サーバ 1 1 0 上で定義されるキー 3 1 2 の 1 つとして記憶される。一例として、機器ごとのシメトリックキーは、機器難読化キーと称され、以下のアルゴリズムを使用して、キー 3 1 2 内の、機器 1 0 0 のハードウェア指紋と、サーバ上に記憶された共通難読化キーを使用して得られる。

20

機器難読化キー = SHA - 1 (ハードウェア指紋 | | 共通難読化キー)

【 0 0 3 2 】

起動チケット 3 0 6 が生成されて暗号化された後、起動チケット 3 0 6 は、機器 1 0 0 へ送り返される状態になり、その機器 1 0 0 では、前に記憶された他の起動チケット 3 0 8 とともに起動チケット 3 0 6 が記憶される。図 5 A ~ 図 5 B を参照して詳細を説明するが、記憶された起動チケット 3 0 8 A , B , C は、起動プロセスを開始するため、AP 2 0 8 によって後で使用される。

30

【 0 0 3 3 】

一実施形態において、表 1 に、起動チケット 3 0 6 / 3 0 8 のフォーマットを示す。表 2 に、起動チケットに含まれる起動パブリックキーのフォーマットを示す。

【表 1】

名称	サイズ(8ビットバイト)	符号化
バージョン	1	BCD
起動パブリックキー	N	パブリックキー
ICCID	10	BCD
IMSI	8	BCD
IMEI	8	BCD
ハードウェア指紋	20	2進数
チケット署名	キー長/8	2進数

40

表 1 - 起動チケットのフォーマット

【表 2】

名称	サイズ(8ビットバイト)	符号化
レコード長	4	2進数
シリアル番号	4	2進数
キー長	4	2進数
指数	4	2進数
モジュラス	キー長/8	2進数
モンゴメリ・ファクタ	キー長/8	2進数
キー署名	Mキー長/8	2進数

表2—起動パブリックキーのフォーマット

【0034】

一実施形態において、起動チケット306/308のバージョン・フィールドは、上位互換性のある起動チケットの処理を可能にする。一実施形態において、符号化された整数バージョンは、古い起動チケットを認識するため、またはそれらをサポートするため、機器100における将来のファームウェアのリリースを可能にする。また、バージョンは、変更されないことを検証するため、起動チケットの要約内に含まれる。一実施形態において、BB204は、起動チケットのフォーマットが漏洩したときのロールバックアタック(rollback attack)を防止することができる、その中に編集された最小レコードバージョンを有するであろう。

【0035】

一実施形態において、起動チケット306/308の起動パブリックキー・フィールドは、表2に示すようにフォーマットされる。しかし、注目すべきは、他のパブリックキー・フォーマットは、その後の特許請求の範囲から逸脱することなく採用され得るということである。

【0036】

ICCID(集積回路カードID)は、2桁の主産業識別番号(SIMでは89)、1~3桁の国コード(ITU-TE.164)、発行ネットワークのMNCを通常含む1~4桁(国コード長に依存する)の発行者識別コード、個人アカウント識別番号、および1桁のチェックサム(checksum)から成るISO/IEC7812-1で規定された20桁の数字である。

【0037】

IMSI(国際モバイル加入者識別番号)は、3桁のモバイル国コード(MMC)、2または3桁のモバイルネットワークコード(MNC)、および9または10桁のモバイル加入者識別番号(MSIN)から成る3GPP TS 23.003で規定された15桁の数字である。

【0038】

一実施形態において、ハードウェア指紋は、所定の乱数系列(random sequence)がプラスされた、機器のハードウェア構成部品のシリアル番号、およびIMEIなど、通常、機器特有のデータから得られる値である。例えば、一実施形態において、指紋は、以下のように計算される。

ハードウェア指紋 = SHA-1(SGold-シリアル番号 || Flashシリアル番号 || IMEI || Salt)

ここで、Saltは、乱数系列である。

【0039】

一実施形態において、チケット署名は、以下のように生成される。

メッセージ = バージョン | | I C C I D | | I M S I | | I M E I | | ハードウェア指紋

ハッシュ = S H A - 1 (メッセージ)

符号化メッセージ = 0 x 0 0 | | 0 x 0 4 | | P a d d i n g S t r i n g | | 0 x 0 0 | | ハッシュ

チケット署名 = R S A 暗号化 (起動プライベートキー, 符号化メッセージ)

【 0 0 4 0 】

注目すべきは、表 1 に示した起動チケット 3 0 6 / 3 0 8 の記載されたフォーマットは、使用されるフォーマットの一例に過ぎず、それ以後の特許請求の範囲から逸脱することなく、他のフォーマットおよびデータフィールドが起動チケットを構成し得るということである。

10

【 0 0 4 1 】

図 4、図 5 A および図 5 B は、本発明の一実施形態によるサービスプロバイダ起動の様態を示すフロー図である。図 4 において、サービスプロバイダ・サインプロセス 4 0 0 の方法が示されている。実施される方法 4 0 0 は、ベースバンド・ブートまたは新しい S I M カードの挿入を機器 1 0 0 が検出するブロック 4 0 2 から始まる。ブロック 4 0 4 で、方法 4 0 0 は、I M S I、I C C I D、I M E I およびハードウェア指紋を起動リクエストの中にまとめ、機器から起動サーバへ起動リクエストを送信する。ブロック 4 0 6 で、起動サーバが起動リクエストを受信し、所定の方針検討に基づいて起動リクエストに回答して起動チケットを生成すべきかどうかを確認する (例えば、サービスプロバイダと関係のあるバックエンドサーバが、サービスプロバイダの通信ネットワークで I M S I 情報が有効であることを確認する)。

20

【 0 0 4 2 】

一実施形態において、処理ブロック 4 0 8 で、方法 4 0 0 は、起動リクエストの中にまとめられた I C C I D、I M S I、I M E I、およびハードウェア指紋情報を使用して起動チケットを生成する。一実施形態において、方法 4 0 0 は、起動チケット内への起動パブリックキーを含み、ブロック 4 1 0 で、起動サーバ上に安全に記憶された、対応する起動プライベートキーを使用して起動チケットを署名する。ブロック 4 1 2 で、方法 4 0 0 は、起動リクエスト内のハードウェア指紋のような機器特有の情報から得られた機器の難読化キー、および起動サーバおよび機器の両方で利用可能な共通難読化キーで、内容を暗号化することにより、起動チケットの内容を難読化する。処理ブロック 4 1 4 で、方法 4 0 0 は、記憶用に機器へ起動チケットを送り返すことで終わる。例えば、起動チケットは、機器のベースバンドへアクセス可能な、機器上のメモリ内に記憶される。

30

【 0 0 4 3 】

図 5 A、図 5 B を参照すると、サービスプロバイダ起動プロセス 5 0 0 の方法が示されている。実施される方法 5 0 0 は、スタートアップで、挿入中の S I M カードの I C C I D を機器 1 0 0 が問い合わせるブロック 5 0 2 から開始される。ブロック 5 0 4 で、方法 5 0 0 は、現在の I C C I D に対応する起動チケットを配置するため、I C C I D を使用する。ブロック 5 0 6 で、機器は、起動チケットの検証を開始するコマンドを発行する。起動チケットの検証により、機器のベースバンドが制限されたサービスモードから移行し、通信ネットワークに登録される。もし、起動チケットが成功裏に検証できなかった場合、コマンドはエラーコードを返す。

40

【 0 0 4 4 】

典型的な実施形態において、方法 5 0 0 は、機器に挿入中の S I M カードがレディ状態 (すなわち S I M がアンロックされていないか) にあるかどうかの確認の後、起動チケットの検証を実行する。もし、レディ状態でない場合、方法 5 0 0 は、S I M カードが成功裏にアンロックされた後に起動チケットの検証を実施する。

【 0 0 4 5 】

方法 5 0 0 は、多様な起動チケット検証を実行するため、続いて、処理ブロック 5 0 8 A ~ 5 0 8 H を行う。ブロック 5 0 8 A で、方法 5 0 0 は、はじめに、再試行回数が超過

50

していないことを検証する。再試行回数（カウンタ）は、起動チケット検証コマンドを使用して機器上でアンロックしてサービスを起動する試行に失敗したときごとにインクリメントされる。機器を起動する多数の試行が存在するブルートフォースアタック（brute-force attack（強力な攻撃））を防止するため、検証における予め定められた回数だけの試行が許される。

【0046】

一実施形態において、方法500は、続いて、ブロック508B/508Cで、暗号化情報から、起動チケット内のバージョン情報を解析し、検証対象の起動チケット内のバージョンが、機器のベースバンドの現在のバージョンでサポートされているかどうかを確認する。

10

【0047】

ブロック508Dで、方法500は、機器に記憶された共通難読化キーと、機器のハードウェア指紋のような機器特有の情報から得られる機器難読化キーを使用して起動チケットの内容を解読（復号化）する。ブロック508Eで、方法500は、起動チケット内に供給された起動パブリックキーを有効にし、ブロック508Fで、起動チケットの署名を有効にするのにパブリックキーを使用する。ブロック508G/Hで、方法500は、起動チケットの解読したハッシュ値が、計算されたハッシュ値と一致するかどうかを検証することにより、起動チケット検証プロセスを終了する。一致する場合は、方法は、続いて、処理ブロック510を実行する。一致しない場合は、起動チケット検証は、失敗し、方法はブロック516へ分岐する。

20

【0048】

ブロック510で、ある機器からの起動チケットが別の機器上で使用されるのを防止するため、起動チケット内のIMEIが、機器内に記憶されたIMEIと比較される。一実施形態において、各IMEIの15桁すべてが一致しなければならない。一致しない場合は、BB起動チケット。

【0049】

処理ブロック512で、方法500は、続いて、起動チケットに含まれるハードウェア指紋の値を確認し、それを機器のハードウェア指紋と比較することにより、起動チケットの検証を実行する。それらが一致しない場合、起動チケットは無効として扱われる。

【0050】

ブロック514で、方法500は、続いて、起動チケットに含まれるICCIDの値を、機器内に挿入中のSIMカードのICCIDと比較することにより、起動チケットの検証を実行する。ICCIDが10 0×FF8ビットで符号化されているときなど、特別な場合、ICCID検証は省略される。同様に、ブロック516で、方法500は、続いて、起動チケットに含まれるIMSIの値を、機器内に挿入中のSIMカードのIMSIと比較することにより、起動チケットの検証を実行する。再び、IMSIが10 0×FF8ビットで符号化されているときなど、特別な場合、IMSI検証は省略される。

30

【0051】

ブロック516で、方法は、起動チケット検証プロセスのいずれかが失敗というコマンドに回答して、再試行カウンタをインクリメントし、エラーを返す。処理ブロック518で、検証プロセスが成功した場合、サービスプロバイダのモバイル通信ネットワーク上への機器の登録を開始することにより、機器は、機器上のサービスを起動することができる。

40

【0052】

図6は、モバイル機器のサービス起動を提供するのに使用されるバックエンド・クライアントおよびサーバのような、本発明のいくつかの態様が実施される、一般的なコンピュータシステムの一例を示している。図6は、コンピュータシステムの種々の構成部品を示しているが、ここで留意すべきは、詳細が本発明と関係のないものとして、いずれかの特定の構成または構成部品を相互接続する手段を表すことを意図するものではないということである。また、当然のことながら、より少ない構成部品またはより多くの構成部品を有

50

するネットワークコンピュータおよび他のデータプロセッシングシステムもまた、本発明で使用される。例えば、図6のコンピュータシステムは、アップルコンピュータ・インコーポレイテッドのマッキントッシュ（登録商標）コンピュータかもしれない。

【0053】

図6に示すように、データプロセッシングシステムの形態をとるコンピュータシステム601は、マイクロプロセッサ603およびROM（読み出し専用メモリ）607および揮発性RAM605および不揮発性メモリ606に接続されたバス602を備えている。一実施形態において、マイクロプロセッサ603は、モトローラ社のG3またはG4マイクロプロセッサまたは1つまたはそれ以上のIMBのG5マイクロプロセッサかもしれない。バス602は、これらの種々の構成部品を相互接続し、またこれらの構成部品603、607、605、606を、ディスプレイコントローラおよびディスプレイデバイス604、およびネットワークインターフェイス、プリンタおよび本技術分野において周知の他のデバイス等の入力/出力（I/O）デバイスのような周辺デバイスに相互接続する。一般に、入力/出力デバイス609は、入力/出力コントローラ608を介してシステムに接続されている。揮発性RAM（ランダムアクセスメモリ）605は、一般に、リフレッシュするため、またはメモリ内のデータを維持するために継続的な電力を必要とするダイナミックRAM（DRAM）として実現される。大容量記憶装置606は、一般に、磁気ハードドライブまたは磁気オプティカルドライブまたはオプティカルドライブまたはDVD RAM、またはシステムから電力を取り除いた後もデータ（例えば、大容量のデータ）を保持する他の種類のメモリシステムである。一般に、大容量記憶装置606もまた、必須ではないが、ランダムアクセスメモリである。図6は、データプロセッシングシステムにおいて、大容量記憶装置606が、残りの構成部品に直接接続されるローカルデバイスであることを示しているが、当然のことながら、本発明は、モデムまたはイーサネット（登録商標）インターフェイスのようなネットワークインターフェイスを介してデータプロセッシングシステムに接続されたネットワーク記憶装置のような、本システムから離れた不揮発性メモリを用いてもよい。バス602は、本技術分野において周知の、種々のブリッジ、コントローラおよび/またはアダプタを介してお互いに接続された1つまたはそれ以上のバスを具備してもよい。一実施形態において、I/Oコントローラ608は、USB周辺部品を制御するUSB（ユニバーサルシリアルバス）アダプタ、およびIEEE 1394規格周辺部品用のIEEE 1394コントローラを具備している。

【0054】

本発明の態様が少なくとも部分的にソフトウェアで具体化される得ることが、本詳細な説明から明らかであろう。すなわち、ROM607、RAM605、大容量記憶装置606またはリモート記憶装置などのメモリに含まれる命令シーケンスを実行するマイクロプロセッサのようなコンピュータシステムまたは他のデータプロセッシングシステムで、そのプロセッサにตอบสนองして、その技術が実行される。種々の実施形態において、本発明を実現するため、ハードワイヤード（hardwired）回路が、ソフトウェア命令と組み合わせられて使用される。したがって、その技術は、ハードウェア回路およびソフトウェアのいずれかの特定の組み合わせに制限されないし、データプロセッシングシステムによって実行される命令のいずれかの特定のソースにも制限されない。さらに、本詳細な説明を通じて、説明を簡潔化するため、種々の機能および動作は、ソフトウェアコードによって（またはそれに起因して）実行されるものとして説明されている。しかし、当業者は、マイクロプロセッサ603のようなプロセッサによるコードの実行から生じる機能であるそのような表現が何を意味しているかを認識するであろう。

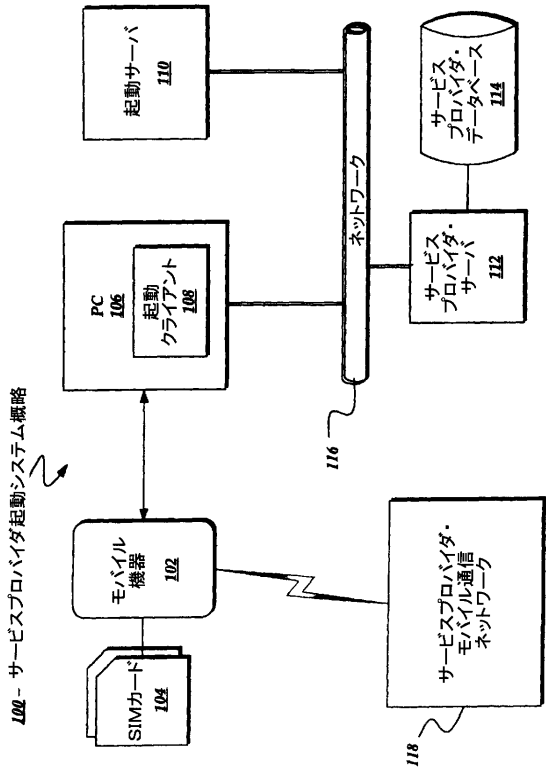
10

20

30

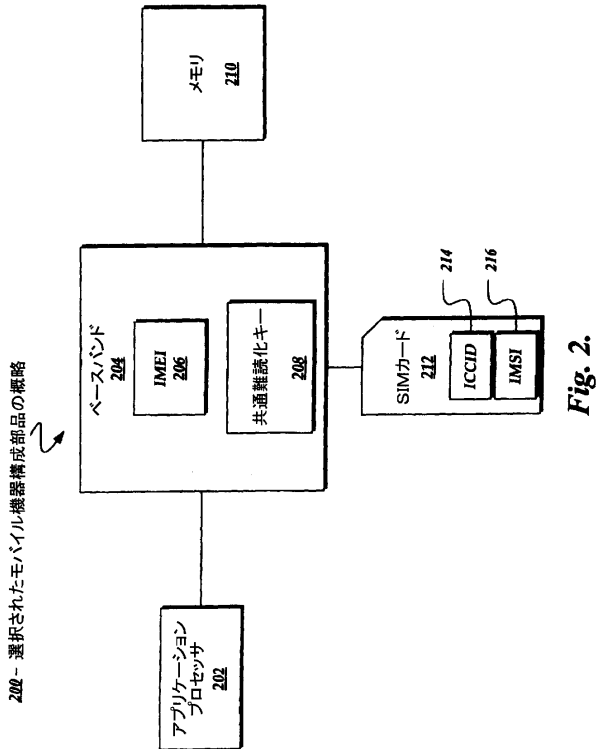
40

【 図 1 】



102 - サービスプロバイダ起動システム概略

【 図 2 】

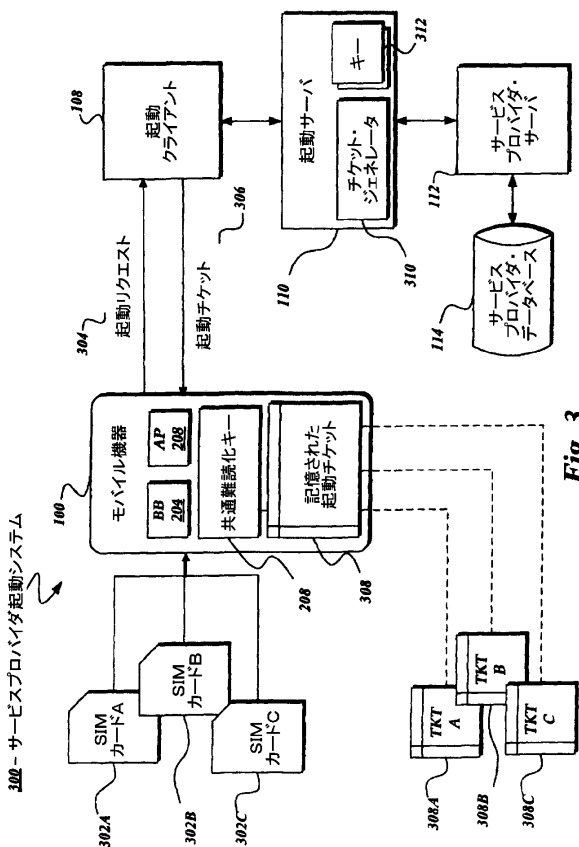


202 - 選択されたモバイル機器構成部品の概略

Fig. 1.

Fig. 2.

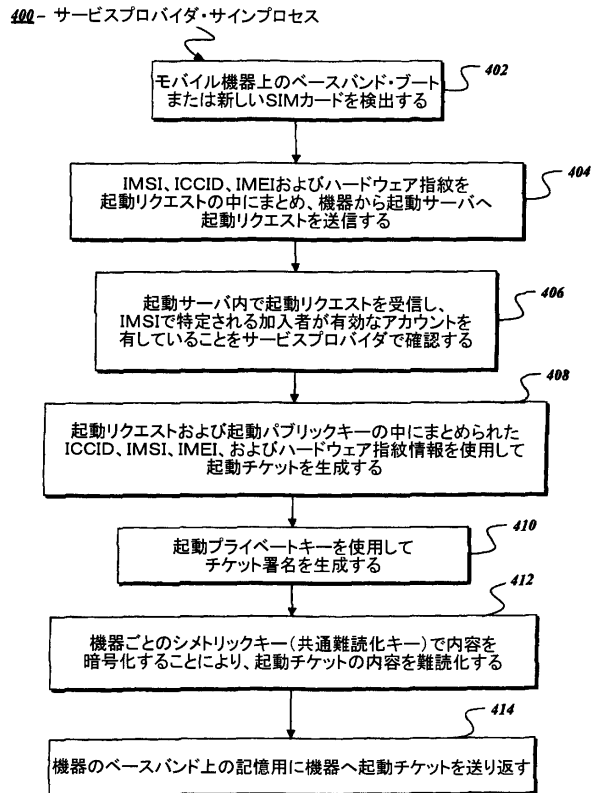
【 図 3 】



302 - サービスプロバイダ起動システム

Fig. 3.

【 図 4 】



402 - サービスプロバイダ・サインプロセス

Fig. 4.

【図5A】

500- サービスプロバイダ起動プロセス

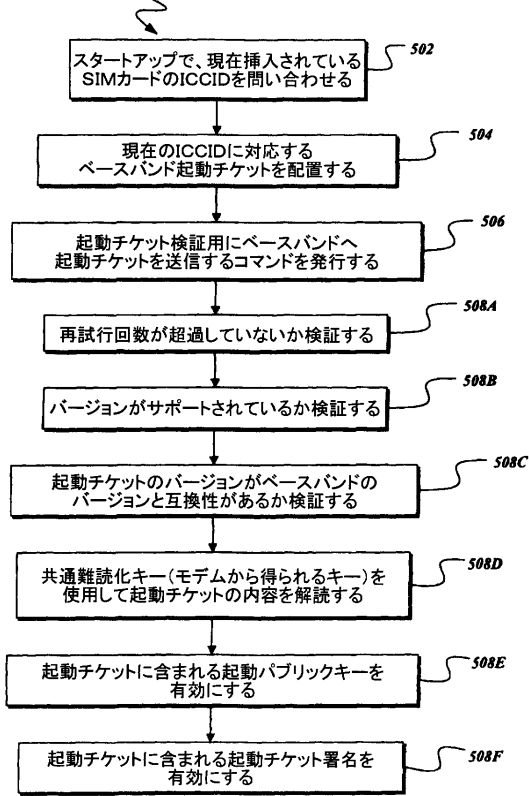


Fig. 5A.

【図5B】

500- サービスプロバイダ起動プロセス(続き)

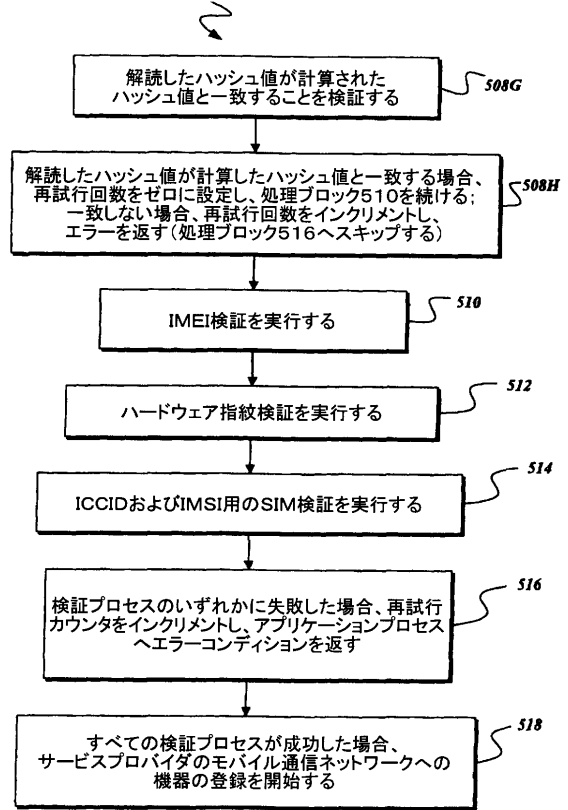


Fig. 5B.

【図6】

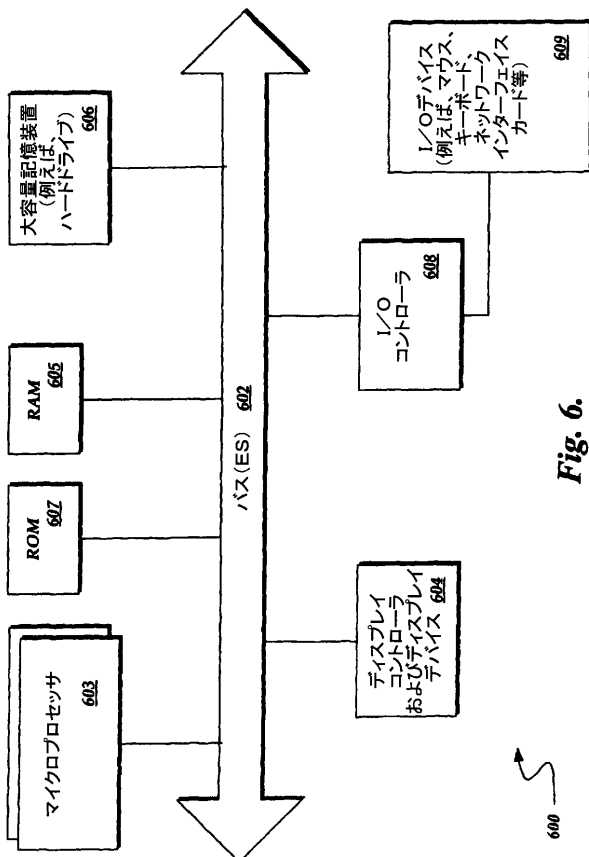


Fig. 6.

フロントページの続き

- (74)代理人 100109335
弁理士 上杉 浩
- (74)代理人 100121979
弁理士 岩崎 吉信
- (72)発明者 デ アトレイ ダラス
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 9 4 1 1 4 サンフランシスコ セヴンティーンズ ストリート 4 5 0 8 # 2
- (72)発明者 ブッシュ ジェフリー
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 9 5 1 1 7 サン ホセ リンデンオークス ドライヴ 3 2 8 3
- (72)発明者 ホーク ジェリー
アメリカ合衆国 フロリダ州 3 4 7 8 6 ウィンダミア ワイランド コート 9 7 4 0
- (72)発明者 フアン ロナルド ケリュアン
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 9 5 0 3 5 ミルピタス サンドハースト ドライヴ 4 3 3
- (72)発明者 サティアナサン ブライナード
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 9 5 1 3 5 サン ホセ キング エステイツ コート 5 3 7 9

審査官 松元 伸次

- (56)参考文献 国際公開第 2 0 0 6 / 0 3 3 0 8 7 (W O , A 2)
特表 2 0 0 7 - 5 1 2 6 0 2 (J P , A)
特表 2 0 0 4 - 5 1 8 3 5 6 (J P , A)
特表 2 0 0 6 - 5 2 2 5 1 4 (J P , A)

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

H04B 7/24- 7/26、
H04M 1/00、 1/24- 3/00、 3/16- 3/20、
3/38- 3/58、 7/00- 7/16、
11/00-11/10、 99/00、
H04W 4/00-99/00